

大津郡捕鯨紛議 (四)

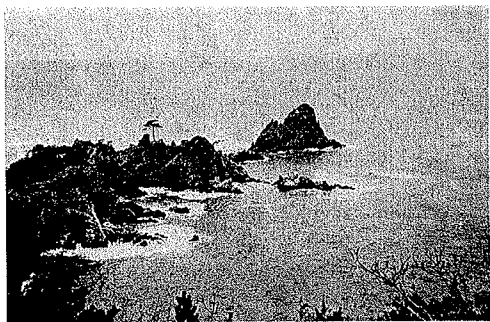
——近世、瀬戸崎浦と川尻浦の対立——

戸
島
昭

一、はじめに

近世前期における山口県の北浦捕鯨の成立と、その発展に伴う捕鯨紛争の発生と調停を、天然の捕鯨網代としての仙崎湾内について、瀬戸崎浦（仙崎）と通浦の対立を中核にし、野波瀬浦や三見浦と通浦や瀬戸崎浦の対立などですで見えて来たが、^{（註）} 芋網を用いた網取り捕鯨技術の向上は、仙崎湾内での内海捕鯨にとどまらず、北浦沿岸一帯での沖海捕鯨をも可能にしており、大津郡各地の鯨組の創設が、近世後期における新たな捕鯨紛争を引き起こした事実にも、目を向けなければならなくなっている。

とりわけ、北西の季節風が吹き荒れる冬季の日本海は、北浦漁民の出漁を困難にしており、その期間の生業を捕鯨に求めようとする漁民の願いは、瀬戸崎浦の沖海（青海島外海）捕鯨の試みや、黄波戸浦の一時的な鯨組の取り立てにつながり、さらには、川尻浦の本格的な鯨組の創設と、津黄・立石浦



瀬戸崎浦の外海捕鯨網代（竹ノ子島近辺）

の捕鯨出願に發展して、大津郡各地の浦々に捕鯨利害の対立をもたらしながら、その紛争を深刻化させた。

一方、このような北浦捕鯨の成立を、特別な産業としてとらえる萩藩府は、鯨油の上納や運上銀の増収を狙って、旧来の鯨組の保護・育成と、新規の鯨組の取り立てを、巧みに両立させようとするため、浦々の捕鯨紛争に深く関与することになる。

このような北浦捕鯨の展開状況の中で、とくに今回は、捕鯨網代の増設期に目を移し、沖海を捕鯨網代とする瀬戸崎浦と川尻浦の紛争を取り上げて、鯨の回游路上の、上手の浦と下手の浦の利害の衝突を追跡しながら、近世の沖海における捕鯨慣行の確立と、萩藩府の鯨組統制策を明らかにする。^(註)

二、川尻浦鯨組の創設と瀬戸崎浦沖海捕鯨への反対

本州の最西北端に位置する大津郡の川尻浦は、冬季、日本海を南下する鯨が対馬海峡に集中する海域に臨んでいる。しかも、その背後に川尻岬を負っていることから、山口県の北浦沿岸を西に回游する鯨が、浦の間近まで接近して、岬を迂回して行く様子を眼前にする。いわば、川尻浦沖は、天然の鯨だまりであり、通・瀬戸崎浦を擁する仙崎湾と並んで、沿岸網代捕鯨の絶好

の漁場となっていた。図1参照。

この川尻浦が、初めて鯨組を設立したのは元禄十一年(一六九八)で、それは、瀬戸崎浦や通浦の仙崎湾内海網代の鯨組に後れること約二五年、瀬戸崎浦の沖海網代の鯨組に後れること一七年、という遅い時点であった。

しかし、主として東から西に回游する鯨の進路上にあって、下手に当る川尻浦の鯨組の創設は、上手の通浦や瀬戸崎浦の捕鯨を妨害するものではなかったから、取り立てて反対する浦もなく、大津代官の中山忠左衛門や萩藩当職の毛利隠岐の積極的な働きかけで、きわめて円滑に行われた模様である。しかも、この当時、瀬戸崎浦の鯨組は、通浦の捕鯨活動に圧迫されていたため、活路を沖海網代に求め始めていながらも、その捕鯨功者としての権右衛門を川尻浦に割譲する代償として、「毎年鯨合別三人前、御蔵米三俵宛」——つまり年々の分配——を受け取ることで、川尻浦の鯨組の創設を納得しているほどであった。

ところが、瀬戸崎浦の沖海網代は、青海島西端の竹ノ子島と平家島の近辺であり、瀬戸崎浦から遠く離れていることから、鯨発見後の出漁が遅れがちで、荒海という悪条件も重なって、捕鯨活動が極めて困難であった。図2参照。

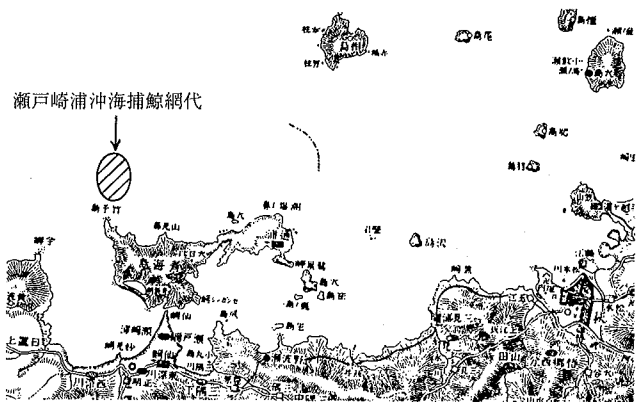


図1-1 瀬戸崎浦の沖海捕鯨網代

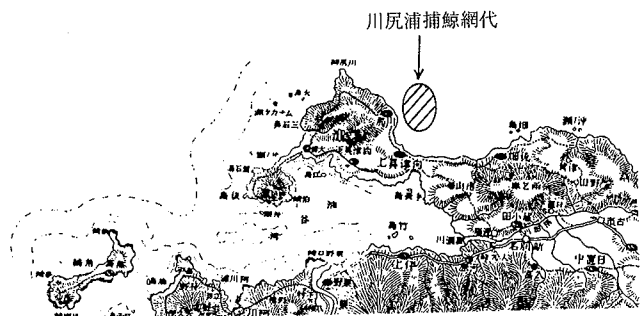


図1-2 川尻浦の捕鯨網代

従つて、天和元年(一六八一)の網代開設以後、しばしば鯨組の組立てを試みたものの、実質的には、捕鯨をしな
い期間のほうが長かつたのである。それでも、春分の時期になると、内海取りの鯨組から沖海取りに出漁することが
行われていたようであるが、これは春先の西から東へ回遊する戻り鯨が主であつたためか、通浦からも、川尻浦から
も、特別な抗議は受けなかつた、というのが実態であつた。

そのため、安政二年(一八五五)の夏、瀬戸崎浦が、この沖海網代で、本格的な捕鯨を再開しようとしたことに対
して、川尻浦が、さつそく「新規取立」であるとして、異議を申し立てたことも、無理からぬ情況であつた。

すなわち、瀬戸崎浦が沖海網代で鯨組を取り立てることを察知した川尻浦は、同年五月、「竹の子平家島江組立仕
候而者、川尻取得鯨通行之道筋二而、大二妨二相成」——つまり竹の子・平家島の近辺で組み立てられては、鯨の道筋
であるから、大きな障害になる——として、鯨組の取り立てを差し止めるよう、強く嘆願しているのである。そのため、
川尻浦を管轄する先大津代官の内藤九郎右衛門は、地下役座の者二名が「押而」——つまり強引に——出萩したと、萩藩
府の当局者に弁解しながらも、「田作之百姓、水上を被塞候道理」——つまり水田を作る百姓が、その水上を塞がれて
しまう道理——に相当することだとして、脇浦の妨になる新規の目論見を差し止めるように、川尻浦の嘆願を擁護して
いる。

その後、川尻浦は、先大津代官から、瀬戸崎浦の沖海鯨組は中絶していたもので、「田島永否^{ふなび}之道理」——つまり
荒廃していた田島を復旧するのと同様なこと——であるから、独自で手段を尽して捕鯨するように説諭されたものの、
同年九月になると、三度目の嘆願を、「当浦漁人共、浮沈之期二立至り、人氣相迫り、いか鉢御厄害差発候哉も難計」
——つまり漁民共が追い詰められて、どんな事件を起こすかもしれない——と、強引に突き付けている。そのため、なす
術のなくなった先大津代官は、「浦方難渋捨置」——つまり浦方の難渋を放置できない——として、郡奉行の国司助十
郎へ嘆願書を取り継ぎ、その指示を求めているのである。

三、瀬戸崎浦沖海鯨組の再興と川尻浦への反論

安政二年(一八五五)の夏、瀬戸崎浦が沖海網代での鯨組組立てと、それに伴う諸道具の増設を届け出た背景には、
三年ほど前の二度の大火で一〇〇軒余を焼失して、多数の離散者を出したため、浦中の復興策を急がなければなら
ないという、厳しい現実があつた。^{様と}

とりわけ、かつては大漁の連続と諸廻船の入津で繁盛した瀬戸崎浦であつたが、年々漁事が減り、諸商いも衰えて、
一〇〇軒余に及んでいた家数が五〇〇軒余に減少してしまつた、という情況下に発生した災害であつたため、
沖海網代における鯨組再興への期待は高かつた、と想像される。

すなわち、前大津宰判の瀬戸崎浦は、すでに同年の二月に、夏季の定期市の開設や見せ物の興行を願ひ出ており、
夏季の到来とともに、この沖海捕鯨の再開を届け出て、さらに秋口の八月には、通浦と共同で行う内海捕鯨の「入漁
之姿」による一〇カ年延長——つまり運上銀の割り引き——を願ひ出るのであつた。

ところが、先大津宰判の川尻浦が、瀬戸崎浦の鯨組組立て準備を、惣階船六隻・追船五隻・持双船二隻の調製、銀
約一二〇貫目の調達、と察知して、これは「新規取立て」であり、下手の川尻浦に「故障」が生じる、と主張して、
同年五月から九月の間、先大津代官や萩藩府への再三の嘆願を繰り返し、その不許可処分を求めたことから、瀬戸崎
浦にあつては、前大津代官の指示に従い、鯨組の組立てを一時中断して、「行形^{ゆかり}之通」——つまり慣行どおり——の鯨組

であることを主張し、川尻浦に対抗しなければならなくなった。

とりわけ、漁期のさし迫った同年十一月、瀬戸崎浦の網頭以下仕組方までの鯨組一統は、前大津代官の請求に応じて、寛文中の内海鯨組の創設から、天和年中の沖海捕鯨の開始など、あるいは、文化年中の九州鯨組の沖海入漁まで、従来の経緯を上申し、△西へ往く鯨を瀬戸崎浦が捕ると、川尻浦の障害になるといふのなら、春先になって、東に戻る鯨を川尻浦が捕るのは、瀬戸崎浦の支障になる△と積極的に反論して、同月一五日以降の捕鯨開始を強硬に願っているのである。

四、瀬戸崎浦への捕鯨許可と禁止

安政二年(一八五五)六月、瀬戸崎浦の沖海捕鯨へ向けての諸準備を知った先大津代官の内藤九郎右衛門は、萩藩府に対して、脇浦の妨になる「新規之目論見」——つまり新規の組立て——を差し止めるように演説し、さらに同年十月にも、川尻浦の強硬な態度に押されて、「漁人共嘆出之趣無余儀筋」——つまり漁民の嘆願はやむを得ないこと——と演説し、川尻浦漁民への支援を続けたが、その他方では、同年一〇月に、前大津代官の仲子小右衛門は、瀬戸崎浦漁民を擁護する立場から、瀬戸崎浦の沖海網代における寛政一〇年(一七九八)から嘉永七年(一八五四)までの捕鯨実績などを取り調べ、「新規之組立」ではないことを報告していたから、郡奉行を始めとする萩藩府の当局者は、「御詮議中」であることを理由に、一時的に瀬戸崎浦の沖海鯨組の準備を差し止めたものの、容易に決着させることのできない難題を抱え込んでしまったのである。

とりわけ、管内の漁民と直面する先大津と前大津の両宰判の代官は、それぞれの嘆願内容を把握するために、捕鯨網代を实地に検分したり、鯨組の様子を調査しており、地元「難波」に精通すればするほど、漁民に不本意な説得を強行することが困難であった。そのために、先大津代官にあっては、同年一〇月の演説書の中で、「此余於御代官所、論方手段無御座」——つまり代官所では漁民を説得する術がない——として、萩藩府に苦渋を伝えなければならないほどのことであった。

そのうち、同年十一月、いよいよ捕鯨期に直面して、瀬戸崎浦から強く出漁許可を求められると、ようやく萩藩府の当局者は、検討中であることを理由にして、「月代り尠して差出候様」——つまり隔月に出漁するように——と暫定的な決定を行ったものの、逆に瀬戸崎浦からは、「川尻浦之儀も月代り尠して組建可被仰付哉」——つまり川尻浦にも隔月の捕鯨を命令すべきではないか——と問いただされ、「瀬戸崎浦計り休月被仰付候而ハ、片落之御詮議」——つまり瀬戸崎浦だけが休漁月を命じられるのは不公平である——と突かれて、再度「旧例ニ被仰付可被遣候」——つまり従来どおりに許可してもらいたい——と迫られるありさまであった。

従って、結局のところ、萩藩府は、瀬戸崎浦に対しては、十分な詮議を済ませるまでの間、鯨船や鯨網、あるいは、刃刺や舐子など、「新規大組立」——つまり新規の増設——を禁じて、「都合是迄之振合」——つまり従来の規模——での捕鯨を許可することとし、川尻浦に対しては、「昔年より行形之組建ニ而漁業致儀ニ候へ者、川尻網代、是迄差支りニ不相成ニ付、否不申様」——つまり瀬戸崎浦の捕鯨は、慣行どおりの組立てで行うものであるから、川尻浦の網代には、これまでも支障がなかったのだから、異議を申し立てないように——と説諭し、前・先両大津代官に命じて、瀬戸崎浦と川尻浦の両浦を「和談」させ、それぞれの請書を取らせて、同月二一日からの出漁を、瀬戸崎浦に許可するに至っている。

今、このように、前大津代官仲子小右衛門と先大津代官内藤九郎右衛門の役中、川尻浦と瀬戸崎浦の双方の主張を聴取し、途中から兩人所の二人を加え、両浦を「熟和」させて、「書替し」——つまり証文の交換——をさせたという、その具体的な内容は不明であるが、瀬戸崎浦の沖海捕鯨には、一定の操業期間を設定していた模様であり、しかも、念のために両代官所から手子役などを差し出すので、穩便に鯨漁をするようにと、両浦の漁民どもへも嚴重に申し渡しているのである。

その後の約一カ月間は時化^{しげ}がちで、瀬戸崎浦の沖海網代への出漁は難しかったが、ようやく二月一九日になって、座頭鯨とその鯨児の合わせて二頭を捕獲したことから、瀬戸崎浦中が「太悦一入、出精可仕」——つまり喜びこのうえなく、頑張ろう——と勢いづいたというのである。

ところが、その直後に、川尻浦の漁民は、「瀬戸崎二者御定日数より外二数度沖海致漁事候」——つまり瀬戸崎浦は規定日数以外に数度の沖海捕鯨を行った——と訴え出た模様で、同月二八日になると、前大津代官所からの命令で、瀬戸崎浦は、翌正月朔日から一日までの鯨漁を差し止められ、そのまま休漁の状態に陥ってしまった。

今、前大津代官の仲子小右衛門の役中に、萩藩府の当局者が瀬戸崎浦の鯨漁を差し止めるに至った根拠と、その事実関係のほどは、明確に判明しないが、後任の栗屋信蔵の演説書によれば、川尻浦の申し分では、瀬戸崎浦が規定の日数以上に数度も出漁したと主張し、瀬戸崎浦の申し分によると、代官の手子二人をも差し出されていたことでもあり、規定の日数以上に出漁したことはない^{と主張し}、水掛け論になってしまい、結局のところ、両浦の協定が破棄されることになってしまつて、瀬戸崎浦の沖海での捕鯨が禁止された[√]というのである。つまり、萩藩府の当局者は、「御詮儀中」の状態に戻して、瀬戸崎浦の慣行に従つた沖海捕鯨を取り消しているのである。

五、前大津代官の交替と瀬戸崎浦の嘆願

安政三年(一八五六)一月一六日、すなわち、瀬戸崎浦の沖海網代捕鯨が禁止された半月後、前大津代官の仲子小右衛門が退き、その後任に栗屋信蔵が就任した。この交代は、後任者の栗屋信蔵が、「俄二先役交代被仰付、私儀被差出候」とか、「俄二退役、私事後役被仰渡候」——つまり突然に先役の者が交代を命じられ、私が後任に差し出された——などと、取り立てて言うほどの急なことであった。

その理由は明確でないが、瀬戸崎浦の本格的な沖海鯨組の準備を認めた前大津代官六戸九郎兵衛の後役として、前年八月末に就任したばかりの仲子小右衛門が、一度は川尻浦と瀬戸崎浦の捕鯨紛争を調停させながらも、わずか半年間で退任していることからして、俄かの交代であったことは間違いない。とくに、この仲子小右衛門は、先大津代官の経験もあり、両大津宰判の捕鯨事情に通じた代官であったことからすると、あるいは、萩藩府の当局者が、川尻浦の訴えを入れて瀬戸崎浦の沖海捕鯨を禁止したため、以後の瀬戸崎浦の反発をかわすための交代であった可能性も強い。参考までに、この仲子小右衛門は、三カ月後に、都濃宰判の代官に就任している^{註1}。

その後任として、前大津代官に就任したのは、舟木代官などの経験を持つ栗屋信蔵であり、まず第一の仕事は、萩藩当職の毛利筑前の指示で、同月二〇日に瀬戸崎浦へ出役して、浦役人や漁民を集め、「御詮儀中」の沖海捕鯨の中止を請状にして、印形を取り付けることであつた。これに成功した栗屋信蔵は、以後、瀬戸崎浦の強い嘆願を一身に受けることになり、その沖海捕鯨の再開へ向けて、萩藩府へ働きかけながら、先大津代官内藤九郎右衛門とも折衝し、川尻浦捕鯨との調整に當っている。

すなわち、とくにこの冬は鯨の来游が多かつたことから、瀬戸崎浦漁民の沖海捕鯨再開への期待が強く、前大津代

官の粟屋信蔵が、萩藩府との折衝状況を伝えながら、当面の再開許可が困難なことを説得しても、瀬戸崎浦は一向に納得せず、かえって、従来の経緯と窮状の説明を繰り返しながら、新代官への嘆願活動を展開している。とりわけ、同年二月になると、西から東へ回遊する「戻り鯨」が多くなり、瀬戸崎浦が沖海で捕鯨しても、川尻浦の妨げにならないことを主張して、組上げまでの残りわずかな日数を口実に、浦中の窮状を訴えながら、出漁の再開を許可してもらえよう、嘆願書を差し出している。

さらに瀬戸崎浦は、翌三月になると、より詳細に過去の沖海捕鯨の経緯を嘆願書にしたためるとともに、通浦の鯨組が嘉永四年(一八五二)に沖立ての鯨舟などを増設した際、同様に川尻浦から支障の申し出があったものの、結局は禁止されなかったことや、瀬戸崎浦が従来から沖海へ捕鯨諸道具を配置していたいきさつなどを持ち出して、「川尻浦漁事魚先二付、彼浦支り二相成候と申候得者、春海東江通り候鯨、川尻之漁事瀬戸崎之支り二相成候与申立候同前二而、其勘弁も可有之」——つまり瀬戸崎浦の漁事が川尻浦の支障になるというのなら、春になって鯨が東に通る際、川尻浦の漁事が瀬戸崎浦の障害になると主張することと同然であり、その辺の事情を理解してもらいたい——と、攻勢に転じている。

この瀬戸崎浦中の度重なる訴えに対して、ようやく前大津代官の粟屋信蔵が動きだし、先大津代官の内藤九郎右衛門と相談して、すでに川尻浦の鯨組が網揚げをし、決算も済ませているから、強いて障害になるといふこともない状況を確認した上で、それまでの「御用繁中御妨与相考、大抵ハ不及御談申論置候」——つまり萩藩府の多忙中の妨げを考えて、大抵は相談せず、瀬戸崎浦を申しなだめていた——という消極的な態度を変え、その願書を萩藩府の郡奉行国司助十郎宛に上申している。

しかし、この漁期の捕鯨再開は時期を失しており、結局のところ、瀬戸崎浦の沖海捕鯨は、萩藩府の許可するところとならなかった。

六、萩藩府における調停と規定書の取り交し

安政三年(一八五六)五月、前大津代官の粟屋信蔵は、折りからの産物取立政策に応じて、「下方之者共競ひ立、物産成立、交易日を追ひ盛二相成候様」——つまり、庶民が励んで、物産が成り立ち、交易が盛んになるよう——に指示するとともに、鯨組の組み立て期に当面していたことから、来るべき冬季の捕鯨に備えて、懸案の瀬戸崎浦沖海捕鯨問題に、積極的な取り組みを始めた。

すなわち、翌六月になると、同年四月に就任したばかりの前大津代官の勝俣権右衛門や、鯨検使と思われる村上仁兵衛・河村次兵衛の兩人とともに、前大津宰判からは大庄屋和田久平・大庄屋格中野半右衛門・通浦惣年寄早川源次右衛門を、先大津宰判からは大庄屋齋藤源次右衛門・川尻浦年寄天野清九郎を、それぞれ萩藩府に呼び寄せて、もつれた瀬戸崎・川尻両浦の捕鯨紛争の解決を協議させながら、自らも、郡奉行などの萩藩府当局者に対して、詳細な取り調べ結果を報告し、瀬戸崎浦の窮状を救う立場から、沖海捕鯨の再開許可を求める演説を二度も行っている。

それによれば、まず、旧案の「月代り」——つまり隔月——の操業が検討された模様であり、△操業の間隔が開いては、漁具の片付けなど、差しつどいが生じる▽という瀬戸崎浦の難色に対して、川尻浦から「日代り」——つまり隔日——の操業が提案されると、前大津代官粟屋信蔵は、この「日代り」案は、もっともらしく聞こえるけれども、その実は、川尻浦は一カ月三〇日の漁業となり、瀬戸崎浦は一カ月一五日の漁業を差し止められることになるから、不公平であ

るとし、また、二月の中旬から戻り鯨になる時期に、川尻浦が漁業を容赦すると言っても、鯨の回游の実態からして、少しも川尻浦が譲歩したことにはならないことを主張しているのである。したがって、せめて二月二〇日を境とし、隔番の捕鯨を行わせるようにすれば、瀬戸崎浦を納得させることも可能になると提案し、あるいは、来る冬から春までの約一三〇日の捕鯨期間を、瀬戸崎浦に沖海の鯨組を試験的に組立てさせて、川尻浦への支障の有無を現場で見極めさせ、実際に川尻浦が不漁になるようであれば、瀬戸崎浦が沖取りした鯨について、一本当り一歩か一歩半の歩銀を差し出させればよいのであり、一年を通して見渡せば、両浦の後年の争論を取り裁く目途にもなるであろうと、積極的に主張しているのである。

その上で、「無下二沖網代被差留候而も無便次第」——つまり、むやみに沖海網代を禁止しても策がない——と主張し、あくまでも、先大津代官の勝俣権右衛門らと申し合わせ、両大津宰判の役人達に穩便熟談させて、「折相之筋執計候様」——つまり折れ合いを図るよう——に命じ、和平させたい、と陳述し、萩藩府の当局者の指図を仰いでいるのである。とりわけ、この六月の二度目の演説書では、一月に瀬戸崎浦の請書を取り付けたとき、遠からず沖海捕鯨ができるように配慮する約束をし、その後、三月の網上げまでの、わずか二、三日でも許可されるよう、萩藩府に上申したけれども、結局は許可されなかったことまでも陳述し、さらには、瀬戸崎浦の沖海網代よりも、川尻浦の網代の方が、冬の北風が塞がれていて、余程恵まれていることをも強調して、「瀬戸崎沖立仕候而も格別川尻之邪魔二も相成申間敷奉存候」——つまり瀬戸崎浦が沖海で捕鯨をしても、それほど川尻浦の邪魔にはならないと思う——と断言し、自らの二カ条の見割書をしたためて差し出して、決済を求めているのである。

今、この見割書の内容と、それへの指示は不明であるが、結局、このような経緯で、前大津代官と先大津代官が示した調停案に基づいて、両大津宰判の村役人が萩城中で日夜協議し、最終的には、次のような規定書にまとめて、一年間にわたった紛争を落着かせているのである。

規定書之事

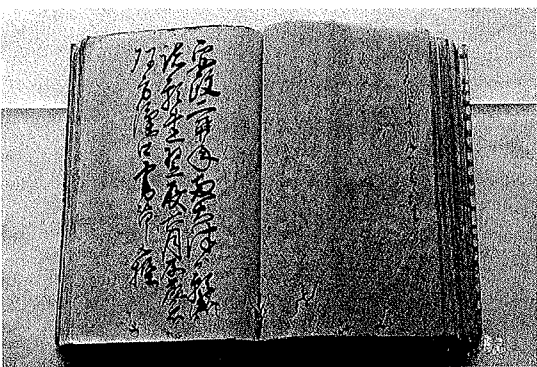
- 一、毎年十月朔日より十二月晦日迄、瀬戸崎浦鯨組沖立可仕候事
- 一、毎年正月元旦より三月晦日迄、瀬戸崎浦・川尻浦鯨組、日代り二沖立可仕候事

候事

- 一、瀬戸崎浦沖立休日之義者、花津浦迄者組立差出申候事
 - 一、瀬戸崎浦漁日当日之義者、川尻浦鯨組猥り之追方仕間敷候事
 - 一、鯨追方義者、両大津海境限り之事
 - 一、足緒取附候鯨之義者、いつれ迄茂其浦之可為獲物候事
- 但、足緒取切候鯨ハ手離之事

以上

右、去卯秋、瀬戸崎浦鯨組沖立之義二付、前大津・先大津両郡申結び出来、追々奉恐入候御厄害二立至り候処、今般御人差を以、前大津大庄屋和田久平、同郡大庄屋格中野半右衛門、同郡川尻浦年寄天野清九郎、萩表御呼出二而、右鯨組



「前大津先大津捕鯨一件」(旧藩記録844:山口県文書館所蔵)

大津郡捕鯨紛議(四) (戸島)

懸り合一件容易ニ落去不相成候二付、右人数任見割、双方熟和致漁事候やう、精々可遂心配旨、両大津御代官様より御授之旨を以、夜白対談相成縮候処、本書一ツ書ノ通ニ而、双方共毛頭無申分和談相整申候、然上ハ向後規定書ノ通、少も違背仕間敷、自然違約仕候者有之候ハ、御咎方可被仰付候、依而為後証、御奥書取附、証書相調、双方取替置申候、如件

安政三辰

前大津仕組方頭取大庄屋格

六月

林 八郎右衛門

(以下、瀬戸崎浦方一三人、川尻浦方八人、省略)

右、前書之通、任取扱、双方和談仕候処、紛無御座候付、為後証奥書相調申候、以上

同日

前大津大庄屋

和田久平

(以下、前大津方二人、先大津方二人、省略)

右、瀬戸崎沖海漁事、十月朔日より年内中、此度組建通り被差免、正月朔日より三月晦日迄之義者、瀬戸崎浦沖漁日代りニ罷出、川尻浦之義ハ仕来之通ニ而、両郡海限り之漁事無相違段、廉々存知申候、以上

同日

村上仁兵衛

河村次兵衛

右、無紛存知申候、以上

同日

栗屋信藏

勝間田権右衛門

つまり、前・先両大津宰判の村役人による調停と、前・先両大津代官の承認のもとで、瀬戸崎浦の沖海捕鯨は、その組立てどおりの規模で許可され、一〇月朔日から一二月晦日までは毎日、一月元旦から三月晦日までは隔日の操業とされ、沖海休業日における深川湾内花津浦までの出漁は認められているのである。一方、川尻浦の捕鯨は、従来通りの操業とされ、瀬戸崎浦の沖海操業日の猥りな鯨の追跡は禁じられているのである。

七、おわりに

結局、この瀬戸崎浦と川尻浦の捕鯨紛議は、沖海網代での本格的な捕鯨の再開に活路を見いだそうとする瀬戸崎浦と、その阻止を目指して安定した捕鯨を確保しようとする川尻浦の、それぞれの浮沈を懸けた抗争であったから、捕鯨

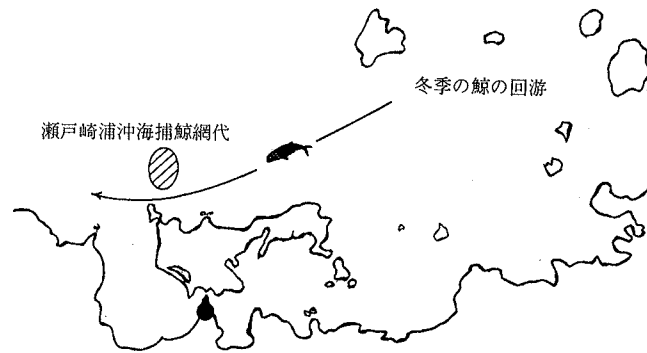


図2-1 瀬戸崎浦の沖海捕鯨網代と冬季の鯨の回游

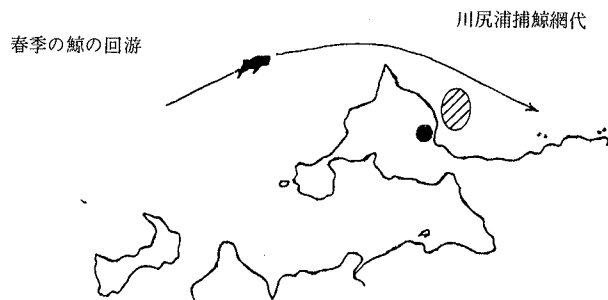


図2-2 川尻浦の捕鯨網代と春季の鯨の回游

最盛期の三カ月間について、瀬戸崎浦の隔日出漁で妥協する以外に道はなかつたのである。まさに両浦漁民の捕鯨産業に対する執着の結果であつた、と言えよう。

また、萩藩府にあつても、鯨は北浦における最大の特産物として、その取り立てを奨励する方針を強め、浦々の捕鯨抗争に積極的に関わつて、瀬戸崎浦と川尻浦の両立を図つていたのである。

すなわち、前・先両大津代官は、安政三年(一八五六)六月、懸案の捕鯨紛争を両宰判関係者の「内済」——つまり示談——で解決させたことを理由に、前・先両大津宰判の村役人五人を萩城中へ上らせ、当職に接見させるとともに、「御書下」と「御賞美」を与えていた。^(註6)

さらには、この事件を契機に、前大津宰判大庄屋格の中野半右衛門を、同年八月には通浦鯨組頭取・瀬戸崎浦鯨組諸御用懸りとし、一〇月には通・瀬戸崎両浦鯨組惣都合役に任命して、北浦捕鯨に積極的な介入を図るのであつた。^(註7)

ところが、この年の冬から翌年の春にかけての瀬戸崎浦の沖海捕鯨は、地下人からの出銀に加え、萩藩府からの借銀でもつて、鯨組の諸準備をしたものの、皮肉にも、その結果は、「否様悪敷」「鯨一本も取留不申」——つまり面目なく、一本も捕獲できなかった——のである。^(註8)

こうして、同四年三月、瀬戸崎浦の鯨組は一段と窮地に陥り、その惣都合役中野半右衛門は、新たな打開策を見島の捕鯨網代に求めることになる。いわゆる「御手悩」——つまり藩府直営——捕鯨の開始である。^(註9)

〔註〕

(1) 戸島 昭「大津郡捕鯨紛議(三)——近世、通浦と瀬戸崎浦の対立——」平成5年3月。『山口県文書館研究紀要20号』所収。

農産物江戸方御内用諸記録 (山口県文書館所蔵・県史編纂所史料699) 所収。

(9) 「中野半左衛門勤功書」(山口県文書館所蔵・吉田樟堂文庫381)。

(2) 以後、とくに註記しない限りは、「前大津先大津捕鯨一件」(山口県文書館所蔵・旧藩記録844)による。とりわけ、その後半部に収録される「安政二卯年、両大津より願出候諸願書、翌辰六月、及落着双方済口書替し共控」を主に用いる。

(3) 「御願申上候事」(丑ノ十一月・瀬戸崎浦庄屋その他)。「勸農産物江戸方御内用諸記録」(山口県文書館所蔵・県史編纂所史料699) 所収。

(4) 「諸郡代官一覽」。『防長風土注進案研究要覽』所収。
 (5) 「粟屋信蔵書状」(村上仁兵衛宛・辰五月)。「勸農産物江戸方御内用諸記録」(山口県文書館所蔵・県史編纂所史料699) 所収。

(6) 「中野半左衛門勤功書」(山口県文書館所蔵・吉田樟堂文庫381)。

(7) 同右。

(8) 「御願申上候事」(巳五月・瀬戸崎仕組懸り)。「勸